

# 鎌ヶ谷市地域防災計画（平成29年度改訂）の概要

## 1. 改訂の背景

- 鎌ヶ谷市地域防災計画は、平成24年度に防災基礎調査を実施し、平成25年度に被害想定の変更を伴う大幅な見直しを実施
- その後、国では、災害対策基本法の改正、関連法令の改正を実施  
また、大規模災害への対応強化のため、上位計画である防災基本計画や千葉県地域防災計画が改訂
- 平成27年4月に、鎌ヶ谷市において組織改正を実施

## 2. 改訂の方針

- ① 平成25年度以降に見直された災害対策基本法等の関連法令や上位計画との整合を図ります。
  - ・災害対策基本法（H25.6、H26.11、H27.7に一部改正）との整合
  - ・気象業務法の改正による「特別警報」の運用等、関連法令の改正に伴う修正
  - ・国の防災基本計画、千葉県地域防災計画との整合
- ② 市の組織改正を踏まえ、災害対策本部等の組織及び事務分掌等を見直します。
- ③ 自助・共助による取組の更なる強化を図ります。

## 3. 主な修正事項

### 1 災害対策基本法及び関連法令等の改正に伴う修正事項

#### ① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

【本編：地震編第2章第6節・風水害編第2章第7節】

指定緊急避難場所及び指定避難所については地震、火災、洪水等の災害ごとに予め指定する必要があるため、現在指定している避難場所25箇所及び災害時に避難所として開設することとしている施設21箇所（福祉避難所を除く）の全てについて指定を行います。

#### ② 避難行動要支援者名簿の作成等

【本編：地震編第2章第8節・風水害編第2章第9節】

避難行動要支援者全対象者の名簿を作成することを計画に反映します。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）に基づき、避難名簿情報の避難支援等関係者等への提供等について計画に反映します。

#### ③ 避難対策の充実（避難基準の修正、屋内待避等）

【本編：地震編第3章第7節・風水害編第3章第7節】

避難のための立退きを行うことで、かえって危険が及ぶと認められる場合、「屋内待避等の安全確保措置」が指示できるようになったため、計画に反映します。また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府、平成26年9月）に基づき、避難基準等を修正します。

#### ④ 災害対応従事者の安全確保

【本編：第3章第7節・風水害編第3章第7節】

避難誘導時等において、避難誘導者（災害対応従事者）の十分な安全確保を図ることについて計画に反映します。

#### ⑤ 放置車両の移動

【本編：地震編第3章第14節第2・風水害編第3章第14節第2】

災害時において、緊急車両の通行の支障となる放置・立ち往生車両等については、道路管理者の権限で移動できるようになったため、計画に反映します。

#### ⑥ 特別警報の周知

【本編：風水害編第3章第2節第1】

気象業務法の改正により、気象庁では、重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に「特別警報」を発表することになりました。そのため、「特別警報」発表時における市の対応や、住民への周知方法について計画に反映します。

### 2 市組織改正に伴う、災害対策本部組織及び事務分掌の修正事項

#### ① 避難所支援班を避難所支援1班・2班へ体制変更

【本編：地震編第3章第1節・風水害編第3章第1節】

健康福祉部子ども課子ども支援室・保育支援室の2室が、健康福祉部子ども支援課・健康福祉部幼児保育課の2課体制へ組織変更したことに伴い、災害対策本部組織について、健康福祉部子ども支援課を「健康福祉部避難所支援1班」、健康福祉部幼児保育課を「健康福祉部避難所支援2班」とし、体制を変更します。

#### ② 避難所支援1班の事務分掌

【本編：地震編第3章第1節・風水害編第3章第1節】

現行計画の避難所支援班の事務分掌である「保育児童施設の被害調査及び保全管理に関すること」を、「児童施設の被害調査及び保全管理に関すること」とします。

#### ③ 避難所支援2班の事務分掌

【本編：地震編第3章第1節・風水害編第3章第1節】

現行計画の避難所支援班の事務分掌である「保育児童施設の被害調査及び保全管理に関すること」を、「保育施設の被害調査及び保全管理に関すること」とします。

### 3 自助・共助による取組の更なる強化の反映事項

#### ① 各家庭等における食料等の備蓄量

【本編：総則第4章第1節】

現行計画では、各家庭における食料等の備蓄量について「3日分」としていたところを「最低3日、推奨1週間分」とし、計画に反映します。

#### ② 自主防災活動の内容

【本編：総則第2章第4節・総則第4章第2節】

自治会・自主防災組織等の地域の活動において、平常時に「行政や地域内の企業・事業所と連携や協力体制の整備」を行うこと及び、「地区防災計画」の作成について、計画に反映します。